



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 18 日(火)
第 8 4 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農林総合研究所における生産品の物品売払代金の収納事務の委託 (815) (農林総合研究所企画総務部) 2 農林総合研究所における家畜類の物品売払代金の収納事務の委託 (816) (〃) 2 県道の区域の変更 (817) (道路企画課) 2 県道の供用の開始 (818) (〃) 3 港湾区域内の船舶の保管 (819) (空港港湾課) 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (820) (東部総合事務所県民局) 4 建築基準法による道路の位置の指定 (821) (中部総合事務所生活環境局) 4 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (822) (会計指導課) 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5

告 示

鳥取県告示第815号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における生産品の物
品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社

地方卸売市場倉吉花き市場株式会社

鳥取いなば農業協同組合

鳥取中央農業協同組合

鳥取西部農業協同組合

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

鳥取県家畜改良協会

大山乳業農業協同組合

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鳥取県告示第816号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における家畜類の物
品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鳥取県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の
規定により告示する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において
一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	変更前	鳥取市福部町細川字西沢1390-1地先から同字1381-1地先まで	8.6~8.7	209.0
	変更後	鳥取市福部町細川字西沢1390-1地先から同字1381-1地先まで	8.6~20.3	223.0
		鳥取市福部町細川字西沢1386-1地先から同字1382-1地先まで	8.7~8.7	112.0

鳥取県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取福部線	鳥取市福部町細川字西沢1390-1地先から同字1381-1地先まで	平成24年12月18日

鳥取県告示第819号

平成24年鳥取県告示第675号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保管した船舶

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
船舶	材質 FRP（繊維強化プラスチック） 船長 10.8メートル 総トン数 4.97トン 色 白	1隻	米子市灘町一丁目136地先水面	平成24年11月22日（木）午前11時	平成24年11月22日（木）正午	米子市灘町二丁目56-7

2 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成24年12月18日（火）から平成25年5月22日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午

後 3 時まで

(2) 問合せ先

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課

(電話0859-31-9779)

(3) 引き取る時に必要な書類等

ア 身分証明書(船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者等」という。))であることを証明できる書類)

イ 印鑑

3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

4 保管した工作物等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課(米子市糀町一丁目160)において閲覧に供する。

鳥取県告示第820号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成24年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はるひな

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

高垣 大輔

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市桂木748-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第821号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成24年12月18日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市葵町725-1 有限会社 ツインズ 代表取締役 濱田 洋一	東伯郡湯梨浜町大字中興寺354-6	幅員 6.00メートル 延長 56.40メートル

鳥取県告示第822号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成24年12月17日	倉吉市旭田町11	倉吉信用金庫西支店

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ファイルサーバ貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成25年3月25日（月）

イ 借入物品の貸借期間及び保守期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ 借入物品に係る（4）のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者として、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年1月16日（水）午後3時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を1の（4）のアの期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

エ 平成24年12月18日（火）から平成25年1月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2）第三者賃貸者方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年1月16日（水）午後3時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 2者のうちの1者が、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

エ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1）入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

（2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年12月18日(火)から同月28日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年1月28日(月)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月25日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年1月17日(木)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。